

第2回高知県食の安全・安心推進審議会（H18.6.21）会議録

発言者	内 容
司会	<p>みなさん、こんにちは。ご案内を差し上げました一時半の定刻がまいりましたので、ただいまより第2回高知県食の安全・安心推進審議会を開催していきたいと思っております。</p> <p>私、食品・衛生課の岩井といたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中をご出席下さりましてありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。</p> <p>早速ですが、本日の審議会のなかで4人の方が欠席をされております。お手元に、後で資料の確認もしたいと思っておりますが、矢野博子様・小松康子様・矢野政彦様・濱中数子様の方が欠席されておりますが、16名のご出席をいただいておりますので、条例の第30条3項の規定によります過半数の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。なお今日の会議は公開となっておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。また事務局としましても、出席者名簿にございますように各部局の各課が出席しておりますが、本日は健康福祉部の畠中部長が所用のため、元吉副部長が出席をしております。</p> <p>早速ですが開会にあたりまして元吉副部長にご挨拶をお願いいたします。よろしくよろしくお願いいたします。</p>
元吉副部長	<p>ただいまご紹介をいただきました元吉でございます。本日は大変お忙しい中を第2回の食の安全・安心推進審議会にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。先ほど司会の方からも申し上げましたように、本日は部長がこの会に出席をさせていただくということになっておりましたが、急きょ上京する用務ができましたので、私の方から開会の一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日ご審議をいただきます食の安全・安心の確保に関しましては、日々の生活に密接に関わる極めて重要なテーマでございます。加えて海外も含めまして、近年食をとりまく環境の変化や複雑化、そうした中で生産から商品に至る一貫した食の安全・安心に関する取組を総合的かつ計画的に進めていく事が求められている、そんな時代になっていると思っております。本日の審議会は昨年10月に制定をされました高知県食の安全・安心推進条例の主旨に基づきまして、推進計画の策定にあたって内容を議論していただくとするものでございます。そうした内容の重要性に鑑みまして審議会の委員の皆様方も食と関わりのあります多様で幅広い視点を用意いただいている消費者を代表される方々、そしてその大切な食を供給する側の立場での生産者・事業者の方々、そしてこの分野の専門家の学識経験者の方々という多彩な方々に委員になっていただいております。そうした色々な視点からの意見が計画</p>

	<p>に反映されるように、そういう意図で構成されております。委員の皆様方には日頃から本県の食の安全・安心の確保に格別にご尽力を頂いている方々ばかりでありまして、この場をおかりして改めて心よりお礼を申し上げます。</p> <p>なお行政の側からも、農林水産省中国四国農政局高知農政事務所の大利補佐をはじめ、高知市の担当課、そして県の側も資料の名簿にありますように関係の各部署の各課が出席をさせていただいております。</p> <p>本日はこの後事務局の方から計画の素案の内容あるいはスケジュールに関する説明をさせていただきますけれども、内容に関して第1回目の審議でもございますので、よりよい計画作りに向けてそれぞれの立場からよろしくご議論をいただきますようお願いいたします。開会にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございます。それではまず会議に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきますと思います。まず最初に第2回高知県食の安全・安心推進審議会という次第を載せたものがございますでしょうか。2つ目に素案でございますが、高知県食の安全・安心推進計画（素案）というものがございますでしょうか。もしなければ手を上げていただければお持ちしたいと思います。</p> <p>次に平成18年度高知県食品衛生監視指導計画、中に高知市の監視指導計画も入っておりますが、ありますか。4つ目に高知県食の安全・安心推進条例をつけてございます。以上4点でございますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それではこれからの議事の進行につきましては、条例の規定にございますように青山学長さんをお願いをしたいと思います。青山学長さんよろしくお願いをいたします。</p>
青山会長	<p>本日はお忙しい中、またお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。第1回の審議会では会長に選出いただきましてありがとうございます。あと座ったままで進めさせていただきます。今日は、事務局の方も資料のある場合は座ったままご発言いただきたいと思います。委員の皆様方もご発言は座ったままでけっこうかと思っております。座らせていただきます。</p> <p>今さら申すまでもないと思いますが、この審議会は高知県食の安全・安心推進条例に基づいて設置されております。この条例では食の安全と安心を確保していくための施策を計画的に進めていくために高知県食の安全・安心推進計画を定めることになっております。前回の審議会におきまして知事から本審議会に対し推進計画の策定について諮問がなされ審議することとなりました。本日から何回か審議を重ねて知事への答申を行うこととなります。本日は第1回目の審議となります。事務局から色々説明があると思いますが、積極的にご討議に参加していただき、実りのある会になりますようにご協力をお願いいたします。</p>

<p>食品・衛生課(福井)</p>	<p>それではさっそく議事を進めて参りたいと思います。まず事務局から高知県食の安全・安心推進計画の素案を示していただき、これについて審議を行っていききたいと思います。では事務局の方、よろしくお願いいたします。</p> <p>食品・衛生課の福井です。よろしくお願いいたします。</p> <p>食の安全・安心推進計画を説明させていただきます。座って説明させていただきます。この素案につきましては事前に委員の方々に送付させていただきました。なかなかボリュームがあり項目等多岐に渡っております。ということで要点を簡単に説明をさせていただきます。お手元の素案の方、1枚おめくり下さい。目次となっております。この推進計画は1. 高知県食の安全・安心推進計画の考え方、2. 高知県食の安全・安心推進計画の概要、3. 食の安全・安心確保のための取組、そして最後に用語解説という構成としております。</p> <p>それでは1ページに入りたいと思いますが、まず1番として、高知県食の安全・安心推進計画の考え方ということで載せてあります。計画策定の趣旨では、県民の健康を守るとともに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給の拡大をめざして、昨年10月、高知県食の安全・安心推進条例を制定いたしました。この条例の主旨に基づき、行政・食品関連業者・消費者がそれぞれ責務と役割を果たしながら連携・協働して生産から消費に至るまで一貫した食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定されるものです。計画の位置づけでは、条例に基づき食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び方向・内容について定めるものです。この計画の期間ですけれども、平成18年から22年までの5年間としています。計画の進行管理では、この審議会において進行状況を報告させていただき、意見をいただきながら進行管理を行います。</p> <p>次に下の方になりますけれども、高知県食の安全・安心推進計画の概要ですが、基本的な考え方では、食の安全・安心を確保するために、①県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立つ、②として生産から消費まで一貫した取組、③として行政・食品関連業者・消費者など関係者の相互理解と協働という3項目を挙げております。関係者の責務と役割では、行政の責務では施策を総合的かつ計画的に推進するという事で行政の主な責務として10項目を記載してあります。次に食品関連業者の責務及び役割では、消費者に信頼される食品の生産・供給についての第一義的責任であることを認識し、自主的な食の安全・安心の確保に取り組むということで主な責務と役割について10項目を記載してあります。消費者の役割では、知識と理解を深めるとともに意見を表明するように努めます、というようなことで役割として5項目を記載してあります。主要な取組では4つの重点項目を掲げ施策の展開をしていきます。重点項目①としては食の安全・安心確保のための基盤づくり、②として食の安全・安心対策の推進、③として安全・安心な食の生産及び供給の支援、④として食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進というか</p>
-------------------	---

たちになっておまして、次のページに体系表としてまとめてあります。4ページには体系表を載せてあります。それではこの体系表にそったかたちで後ろのページにずっとでておりますので、そういうかたちでの頭の整理をして頂いたらというふうに思います。

5ページからの資料ですけれども、全体的に現状と課題というのと、事業・取組の方向、それから推進目標という3つの項目について全ての項目まとめさせていただいております。推進目標では、現状値というものを、いま数字としてまとめられるのは17年度になりますので、その17年度の数値を挙げ、目標値として22年度というかたちにしております。推進目標値としてできるだけ設定をしたいと検討しておりましたけれども、取組の内容など数値化できないもの困難なものなど色々ありました。そういうことでまた皆様方の意見も踏まえてさらに検討したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5ページには食の安全・安心確保のための取組を書いてあります。食の安全・安心確保のための基盤づくり、危機管理体制の整備ということで書いてありますけれども、感染症等が発生した場合、各マニュアルに基づき関係部局や機関と連携して迅速な対応により被害の拡大の防止に努めるということ、健康被害の拡大防止や風評被害を避けるために正確な情報を迅速に提供します。ということで、推進目標として情報に応じたマニュアル整備と運用、高病原性鳥インフルエンザの監視というような項目を挙げさせていただいております。

6ページでは、調査研究の推進をまとめておりますが、県の研究機関や試験機関ではさまざまな食の安全・安心に関する調査研究を進めています。調査研究内容はその時々状況によりまして、食中毒等に関する調査、病害虫防除や鮮度保持など農産物の調査研究、畜産物のO157やE型肝炎等、人畜共通感染症に関する調査、貝毒の発生と関連するプランクトンの調査など、安全性確保の為の調査研究を推進します。そしてその技術に対応できる研究者の育成にも努めます。ということです。推進目標としましては、食品等の危険物に対するモニタリング調査、安全・安心な農林水産物の生産・加工等の研究、研修会の開催の項目を挙げております。

7ページになりますけれども、食の安全・安心対策の推進ということで、生産から販売に至る監視指導及び検査体制の整備、まず、生産供給段階における安全・安心の確保、安全・安心な農作物の生産及び供給ということです。農薬の適正使用指導ということで、7ページに書いてありますけれども、5月末に食品衛生法の残留農薬に関する基準がポジティブリスト制度へ移行し、これまで以上に農薬の適正な使用が求められております。生産者に対し生産組織等を通し農薬飛散防止対策の周知を徹底するなど農薬の適正使用を推進するとともに行政と農業団体等が一体となって生産履歴の記帳を推進します。目標といたしまして、農薬取締法違反による出荷自粛、生産履歴の記帳率、マイナー作物の農薬登録データの作成の項目を記載してあります。

8ページになりますけれども、環境保全型農業の推進、化学肥料や農薬の使用を減らし、周辺環境への影響を配慮した環境保全型の農業への取組を進めます。交配昆虫や天敵・防虫ネット・黄色蛍光灯等を組み合わせた病虫害防除技術の導入を図るとともに、家畜ふん堆肥の品質向上と家畜農家等の連携により利用を促進します。推進目標として天敵等 I P M技術導入農家数、畜産農家の特殊肥料生産届け者数の項目を記載してあります。

9ページですけれども、安全・安心な畜産物の生産及び供給ということで、産業動物診療獣医師に対し動物用医薬品の適正使用に関しての指導を行います。生産者に対し畜産農家への飼料添加物等適正使用の徹底、牛の飼養農家へのトレーサビリティ法を遵守した耳標装着と固体識別の適切な届出を指導します。目標といたしましては、産業動物診療獣医師、畜産農家、牛の飼育農家に対する指導、家畜用ワクチンの接種の項目を記載してあります。

11ページの安全・安心な水産物の生産及び供給、水産物産地市場の衛生確保では、水産物産地市場の開設者である漁業協同組合に対し、衛生管理について普及啓発を図ります。17年に県内初の高度衛生管理型市場として開発された「すくも湾中央市場」をモデルとして、各市場の衛生管理意識の向上を図ります。推進目標といたしまして、水産物産地市場の衛生管理体制の構築推進を挙げております。

動物用医薬品の適正使用として、養殖業者に対し巡回指導や講習会、文書指導等を通じ、水産用医薬品の適正使用について指導徹底を図ります。推進目標として水産用医薬品の適正使用に関する指導の実施を挙げております。

12ページには、製造・加工・販売段階における安全・安心の確保、食品営業者及び製造施設等に対する監視指導でありますけれども、「食品衛生監視指導計画」18年度分を今日別のかたちで資料として添付させてもらっておりますが、年度ごとにその計画を作成し、食品の製造、販売施設、給食施設などの計画的な監視指導を行っていきます。特に食中毒や食品事故など発生リスクの多い大規模施設や食品事故が発生した施設などには重点的に指導を行います。食品衛生監視指導計画は県民のみなさまの意見を伺って作成し、その結果についても公表したいと思っております。推進目標としましては監視指導計画に対する達成率ということを挙げております。

13ページになりますけれども、食品営業者等の自主管理体制の推進と支援ですが、食の安全を確保するために食品営業者が自主的に衛生管理を推進していくことが必要であります。行政は食品営業者の自主衛生管理の確立に必要な情報提供や原材料の仕入れ保管等に関する記録及び自主管理等を実施することについて助言指導を行います。また、食品営業者で組織する団体である社団法人高知県食品衛生協会の食品衛生指導員活動に対し助言指導を行い、地域における食品衛生の向上に関する自主的な取組を支援します。推進目標といたしまして保健所が行う食品営業者等に対する講習会の実施回数、食品衛生指導員に対する食品営業施設の巡回指導を挙げて

おります。

14ページに移らせていただきます。食中毒の予防ですが、県内の食中毒の発生状況は年によって違いはありますが毎年発生しております。原因施設は飲食店や給食施設が多く、家庭でも発生がみられております。食中毒の発生を予防するために食品営業施設に対する監視指導のほかに、県民全体に対する食品衛生知識の普及啓発を図っていくことが必要です。食中毒の発生に際し迅速な原因究明と再発予防に努めます。推進目標としまして監視指導計画に対する達成率、広報紙・ホームページ・マスメディア等広報媒体を活用した県民への普及啓発、食品営業者等に対する講習会、消費者に対する講習会の開催、食中毒の発生件数を挙げております。

15ページになりますけれども、食品等の検査及び検査体制の充実、出荷段階における農畜水産物の検査、農産物の残留農薬検査ではポジティブリストの導入によりまして、これまで残留基準の設定されていなかった農薬についても、一定量含まれている農作物の流通が禁止され、残留農薬検査の一層の充実が求められます。県では青果市場や直販者における出荷段階の県産農産物の残留農薬検査を実施し、検査結果を公表します。農業団体でも、出荷前の自主検査を実施して安全性を確認します。推進目標としまして、県産農産物の残留基準の超過件数、生産・出荷段階における県とJAによる検査数を挙げております。

16ページにはBSEの検査ですが、24ヶ月以上の県内の生産農場での死亡牛全頭に対しBSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。推進目標はBSE検査を挙げております。貝毒の危険防止対策では須崎湾・野見湾・浦ノ内湾・浦戸湾における貝毒プランクトンの発生を監視するとともに、貝毒検査を実施し貝類、主にアサリになりますけれども、安全確保に努めます。またアサリは漁業者のみならず一般の県民も採取することから、貝毒発生時に県民に対し迅速な情報提供を行います。推進目標としまして貝毒発生時における一般消費者等への迅速な情報提供の実施を挙げております。

17ページ、流通食品の検査です。18年度の食品衛生監視指導計画を添付させていただいておりますが、それに基づき計画的に県内に流通する食品についての検査を実施し結果を公表します。検査を実施する食品の規格基準や残留基準に適合しなかった食品の流通を排除します。また、信頼性の高い検査を迅速に行うため、検査機関の精度管理を徹底します。推進目標としまして監視指導計画に基づく検査率、と畜場に搬入される牛に対して定めるBSE検査率を挙げております。

18ページになりますけれども、適正な表示の確保、関係法令に基づく食品表示監視指導ですが、食品の表示は消費者が安全して食品を選択できるための情報であります。しかし、この食品表示は次のページ、19ページに載っておりますように、非常に関係法令が多く、指導する部局が分かれており分かりづらいところがあります。現在各法令に基づき行政や食品表示ウォッチャーによる指導やモニタリングの調査が行われております。今後さらに食品表示に関わる関係部局や関係機関が連携

を深め製造・販売事業者等に対する監視指導や適正な表示指導ができるよう食品表示研修会等を実施していくことが必要であります。推進目標としまして、監視指導計画に対する達成率、関係機関合同の食品表示監視指導や食品表示研修会、食品表示ウォッチャーの配置数を挙げております。

20ページになりますが、食品の表示に関する普及啓発ですが、消費者に分かりやすい適正な表示を普及啓発するために、食品販売業者を対象とする説明会を実施します。また、消費者代表である食品表示ウォッチャーに対する研修会を実施し、表示の適正化について県民と協働して取り組みます。消費者に対し食品表示の見方や活用方法、健康被害につながるような表示について、情報の提供また食品表示に関する普及啓発を図ります。推進目標としまして食品営業者及び消費者に対する食品衛生講習会の開催時における食品の表示に関する普及啓発を挙げております。

21ページになりますが、認証制度の推進です。消費者に信頼される安全・安心な農産物を提供するため、無農薬・減農薬栽培、農産物の表示・認証や環境にやさしい生産方式などに取り組む農家を認証する制度を推進しています。各認証制度については次の22ページに載せてあります。またJAS有機の登録認定機関であるNPO法人の支援を行います。推進目標としまして県認証生産組織数、県の認証設定基準の作成数、エコファーマーの認定数、エコシステム栽培に取り組む農家数を挙げております。

23ページになりますけれども、24ページには2つの認証制度の概要を記載してあります、23ページについて説明しますが、高知県Eマーク商品認証制度では、地域食材を活用した加工食品の情報提供に努めるとともに、認証制度の充実と消費者及び食品製造者に対する周知を図ります。高知県食品衛生管理認証制度では、県で作成した冊子により制度の普及を図り認証施設を増やします。また、新たな業種について認証基準を作成します。推進目標としましてそれぞれの制度の認証数を挙げております。

25ページになりますけれども、県民からの相談等に対する立入調査ですが、県民からの食品に関する相談や苦情及び情報の提供などを受付け、その申し出に対し速やかに対処します。条例を施行するに当たり必要な場合は食品関連事業者等へ報告を求め立入調査を行います。その際必要に応じ関係部局・関連機関等と連携協力して効果的な対応を行います。推進目標として被害情報等の提供に対する措置を挙げております。

26ページになりますけれども、安全・安心な食品の生産及び供給の支援、食育の推進、日本型食生活の実践や地産地消の推進では、日本型食生活や地産地消を推進していくために食生活改善推進協議会等の関係団体との連携や、食育推進員や土佐の料理传承人といった人材確保と活用を図ります。地産地消の取組モデル事例ができており、普及啓発を通じ地産地消仕組みづくりを波及していきます。また学校給食では、学校と関連機関や生産者が連携して地場産物の活用を推進します。推進

目標として、食育推進員の登録数、土佐の料理传承人の選定数、学校における地場産物の活用した割合を挙げております。

27ページになりますけれども、家庭・学校・保育・地域等が行う食育の取組促進ですけれども、バランスの良い食生活を実践する為に食事バランスガイドの普及に努めます。地域における食に関する様々な体験学習を担うことができる人材の活用を図ります。保育所・幼稚園では保育士や幼稚園教員が、学校では全国的にも先駆けて栄養教員が中核となって食育の取組を実施しております。家庭と保育所・幼稚園・学校そして地域のボランティア団体等が連携して地域ぐるみの食育を推進していきます。推進目標といたしまして、食育に関する意識、朝食の欠食率、食事バランスガイドの活用の割合、食育推進員の登録数、土佐の料理传承人の選定数、農業体験農園等の設置、保育所・幼稚園での生活リズムキャンペーンの実施、朝食を必ず食べる児童数を挙げております。

29ページになりますけれども、農林水産業の生産から販売に至る支援、農産物では環境保全型農業の技術の開発・普及等取組をさらに進めていくとともに、農業団体による栽培履歴システムの円滑な運用に向けた支援を行います。環境保全型農業に取り組む園芸高知を広く消費者にアピールし、県産品のイメージアップと販売拡大につなげます。また消費者が安心・安全・新鮮な地域食材を入手できる場である直販所の活動を支援します。推進目標としまして、天敵等IPM技術導入農家数、園芸高知販売促進事業の実施、直販所の開設数及び販売額を挙げております。

畜産物ですけれども、高知県広域食肉センターの食肉処理施設の高規格化を図ります。推進計画といたしまして、食肉処理施設の高規格化を挙げております。

水産物では、水産物の鮮度保持技術の普及と支援を行い高鮮度な水産物の供給に努めます。推進目標といたしまして、鮮度保持技術の普及・支援を挙げております。

31ページになりますが、相互理解・連携及び協働の推進、行政・食品関連事業者・消費者間の情報及び意見の交換、相互の理解ですが、行政及び食品関連事業者は食の安全・安心に関する情報を迅速・的確に分かりやすく消費者に提供するとともに消費者の意見を求めていきます。また行政は県民に意見を求め計画に反映させます。行政・食品関連事業者・消費者の3者が情報や意見を交換しながら相互の理解を深め食の安全・安心を確保していくために、リスクコミュニケーションを実施していきます。その実施に当たり当審議会の意見をいただきながらより効果的な方法で開催します。推進目標としまして、意見交換会の開催を挙げております。

32ページですが、関係機関や関係団体等との連携及び協働ですが、食品の流通の広域化・輸入食品の増加などにもない、他の自治体と情報交換をしながら対処していかなければならない問題も多く、今後さらに連携を強めて強化していくことが必要であります。食の安全・安心の確保に関する施策を充実させるために必要に応じて国への提案要求を行います。また関係機関や団体との連携を強化し効率的な取組を推進します。推進目標といたしまして、関係機関や団体との連携を挙げてお



<p>青山会長</p>	<p>ります。</p> <p>33ページからは用語の説明をしております。</p> <p>以上、推進計画の素案を簡単に説明させていただきました。これは今日出席の関係各課からまとめていただいた素案でございます。本日、委員の皆様方から意見をいただきたいと思っております。その意見を踏まえまして、事務局の方で再度練り直させてもらって、次一応予定を10月に考えてありますけれども、その時に再度案として提出させていただくというかたちになります。その後は皆様方のお手元にもありますスケジュールに沿って、パブリックコメントというかたちで県民のみなさまの意見を聞きながら、最終的なものにまとめていきたいというふうに考えております。どうかよろしく願いいたします。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。大変多岐に渡っており、また専門用語もかなり出てまいりましたので、ただいまの事務局からの説明について、ただちにご意見をご提供というのは難しいかと思っておりますけれども、次回の審議会でパブリックコメントに供する計画案を決定し、答申案を検討していくこととなります。そのために、本日の審議におきましてできるだけご意見をお伺いすれば、今後の作業もしやすいのではないかと思います。それでは計画素案の内容の項目ごとに審議を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>まず最初に、1ページから4ページまでの推進計画の考え方について、ご意見がありますでしょうか。これは基本的な考え方が述べられている訳ですがけれども、何かご意見はございますでしょうか。例えば、審議会の前の食の安全推進会議でもかなり討議した内容も含まれております。計画の期間を5年間としておりますけれども、今日の流れから言えばこの程度の期間とし、さらに情勢が変わればそのたびに訂正していくということになるかと思います。いかがでしょうか。この素案の書き方では、まずこれが基本的な考え方というのと、それから行政の責務、食品関連事業者の責務・役割、それから消費者の役割というかたちで、これも前の会議のときに随分とご意見いただいたわけですがけれども、このへんもう一度読み直してみているかがでしょうか。行政の責務というのと食品関連事業者の責務・役割と消費者の役割というかたちで非常により良くまとめていると思っておりますけれども、いかがでしょうか。できるだけ今日、ご意見を頂いていたほうが良いと思っておりますけれども。それからその基本的な構図がこの大きな紙にまとめられているわけですがけれども、前もって送ってきて下さっているのになかなか難しいと思っておりますけれども、結構そうですね、いいと思いませんか。かなりこの基本的な点については、前に1回活発な討議をさせていただいておりますので、もうほとんどだぶっておりますのでこの基本的な点はいいのじゃないかと思っております。よろしいですか。</p> <p>次に5ページに移りたいと思っておりますが、食の安全・安心確保のための取組・基盤づくりということで、この後はずっと現状と課題、それから事業・取組の方向、そ</p>
-------------	--

	<p>れから推進目標というかたちでまとめられています。特に推進目標については平成17年度と平成22年度の経過で了解できるようなかたちです。これからはすべてのものが、事業に取り組むには評価という事が使われるわけで、今回はこの評価を平成17年度から22年度への達成目標といいますか、経過とうかたちで評価・尺度を明確に示したかたちで素案がまとめられておりますけれども、これは非常に私としてはグッドアイデアだと思いますけれどもね。5ページ6ページのところの基盤づくりというところ、いかがでしょうか。数字そのものはあんまり17年度と22年度とが大きく変わってないじゃないかというのがあるかもしれませんけれども、といてですね、大きな数字を挙げても達成できなかったときに意味がないですから、実現可能なところで目標値を掲げているとご理解いただければ、この程度の数字でいいのかどうか、このへんも含めてご意見いただければと思います。いかがでしょうか。5ページ6ページ基盤づくりのところ。どうぞ。</p>
田中（真）委員	<p>危機管理体制の整備のところなんですけれども、非常に広域化しております、高知県内だけの問題ではないということが随分あると思います。特にインフルエンザとかBSEだとかそういったふうな問題は非常に重要になってきておりますが、ポストハーベストの問題ですね。そこは国及び地方公共団体との連携した対応が重要になっていきますとありますけれども、これを実行していくということが非常に重要になりますので、そういったことは、随時、県民に対して情報公開を十分していただきたいと思います要望しておきたいと思っております。以上です。</p>
青山会長	<p>はい、ありがとうございます。ほんとにそうなんですよね。なかなかこういう大きな問題というのは限界がありますからね。よほど国がきちっと対応してくれないと地方自治体としては取組が非常に難しくなるわけで、そういった意味ではもともと自治体から国に対する要求だとか要望を出していくことが大切なのかもわかりませんね。はいどうぞ。</p>
川村委員	<p>この基盤づくりのところで、国を受けて非常に細かいこういうのをお作りになったと思うんですけれども、高知県独自にこういう視点を特にというか、もしこの中に盛り込まれておられたらそれを教えていただきたらと思っておりますけれども。</p>
青山会長	<p>他の都道府県などの自治体また国の取組と、ここは高知県の特異な取組なんだ基盤づくりなんだよというような所があれば教えていただきたいです。どうぞ。素案づくりで、これこそはというセールスポイントがあれば。</p>
食品・衛生課(岩井)	<p>事務局ですがお世話になります。各課から資料をいただきまして、色々お話にありましたようにインフルとかBSEの関係で危機管理というお話もございました</p>

<p>青山会長</p>	<p>が、高知県のなかでインフルエンザに関しまして各課またがってマニュアルを作成しております。その他に高知県独自で珍しいということではインフルは例だというところがございます。</p> <p>先日もまったく、なんというかな、分野の違う「労働の科学」という雑誌で茨城県というのは鳥インフルエンザのメッカらしいですけども、そこの保健所の所長さんが「鳥インフルエンザ問題は労働衛生問題だ」などという論文を書いてらっしゃいますけれども、茨城なんかになっちゃうとそうなるかもわからないですけどね。川村先生、よろしゅうございますか。</p>
<p>川村委員</p>	<p>私の質問の仕方が悪かったのかもわかりません。なぜそういう質問をさせていただいたのか申しますと、私自身の不勉強かも知れませんが、国はこういうふうな危機管理をやっていると、それを受けて各県単位ではこうすると、そして独自の視点があるならこうだというふうな位置付けがちょっとこれをご説明をいただいたときに私の中で構築ができなかったもので、その点についてお伺いしたわけです。と言いますのは、これのきっかけとなった会議の時に、質問させていただいてまだ回答をもらってはないんですが、海外の魚が随分、具体的に言えば量販店に出回っていますけれども、そういうものはじゃあどういふふうになるんでしょうか、というご質問を前にさせていただいたんです。実際には未然に防ぐことができたんですが、病院で、海外で取れた魚の冷凍を、業者がそれをそうではないと偽って持ってきたものがたまたまヒスタミン中毒が出たというもの。それから海外のほうから色んな原料品を色々手に入れる方法はあるんですけども、それを使ってどんどん健康食品と称して、実はその辺で手作りで売られているっていう、じゃあそういう物に対して今回出来たものが具体的にどういふふうにかんでいくんだらう、ということが自分のなかでイメージが出来なかったものでそういうご質問をさせていただきました。今あの即座の回答を要求するものではございませんけれども、質問させていただいた裏の思いといいますか。以上です。</p>
<p>青山会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。非常に難しい問題ですけどね。特に我が国のようにほとんどの食材を海外に依存しているという。国と自治体、国際ルールという感じがいたしますけれども、もっともっと情報を開示することだろうね。どうやって情報を掴んで、どういふふうにその情報を流すのかという、その辺のネットワークのところ非常にこれから大切になるだろうと思いますけどね。今の BSE でも申し上げたことなんですけれども、やっぱり国際とか国レベルになってくると安全になるんですよ。今度はこっち側が求めているのは安心なんですよ。その辺のリスクコミュニケーションをどう高めていくのかっていうことがこの計画策定に大切になっていくだろうと思いますけどね。今の川村先生のご指摘を踏まえて、次回まで、</p>

<p>三谷委員</p>	<p>事務局でも基盤づくり、特に何かコメント入れるだとか、ご検討下さい。 次に食の安全・安心対策の推進というところではいかがでしょうか。どうぞ。</p> <p>この推進目標のところとその生産履歴の記帳率というのがありますが、17年度が69%となりまして、目標値が書かれておりませんがこれは、決まってないというか目標値がないのでしょうか。それとも書き忘れてでしょうか。</p>
<p>岡崎委員</p>	<p>(高知県農協) 中央会の岡崎と申します。17年度の記帳率69%というのは、私どもで4月1日付けで調査した県下JAの記帳率というのがここに出されていると思います。またこの記帳率の69%というのにつきましては、JAでの部会単位での記帳率でございます。系統外出荷の分は含まれておりませんので、そのあたりを理解いただきたいというふうに思います。それとご質問がありました平成22年度、5年後の記帳率ということでございますが、私どもJAグループにおきましては、平成15年に3年間の記帳率を設定いたしまして、それが16年度が50%、17年が70%、本年18年が80%ということで記帳率目標を掲げて記帳率の向上に取り組んでおります。この18年度以降につきましては、まだ目標は設定しておりませんが、今年全国のJA大会が開かれます。その中では、全農協の農産物はすべて記帳率に取り組むということが書かれてますので、私ども高知県のJAグループにおきましても今年末に開かれます高知県JA大会におきましてそれに沿った18年度以降19年度からの記帳率目標が決まるということになっております。全国大会でそのへんが書かれております。それに、すべてのJAで出荷する農産物ということになっておりますので、皆様方のご期待に添った記帳率目標100%に近いものか100%ということになるんじゃないかというふうに私は思っております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>はいどうぞ。</p>
<p>田中(真)委員</p>	<p>次のページの16ページなんですけれどもBSE検査の問題です。国は全頭検査をやっておりませんが県におきましては全頭検査を続けておられます。これから、アメリカ産牛肉の輸入再開へ大詰め協議に入ってくるようになっておりまして、今日の新聞報道によりましてこの輸入再開によって私たちの牛肉に対する不安がまた一層増大してきている訳です。その中身に対しましては、輸入がストップした段階のその時に、ストップしている、ストックしていた牛肉が今後国内で放出されていく、つまり販売ルートに乗っていくということになると思います。そういったふうなことでいけば、アメリカ産牛肉つまりあの時は危険部位が混入していたからストップしたわけなんですけれども、それをそのままストックしておいたものがまた国内に出回ってくるということ、それからアメリカの検査体制の杜撰さっていうのが全く改善の余地が見られていないにも関わらず輸入再開になってくるわけです。従</p>

<p>青山会長</p>	<p>って高知県におきましては、全頭検査というのを常に続けていかれることによって、外国から入ってくる牛肉と国産牛肉とのその違い、特に県産の牛肉との違いを明確にしていくことっていうのは非常に重要ではないだろうかと考えます。以上です。</p> <p>はい。本当にそうなんだけれども、消費者がその辺判別できるように、状況が、したくてもできなきゃわからない。僕もアメリカのあれを実際に見てるわけじゃないが、全然規模が違うからね。牛肉の取扱のところがね。また牛の飼い方も全然違うし。本当にどうなるんだろうな。ましてや今、田中さんがおっしゃったようにストックが出てくる可能性があるのかな、まあ我が国は全頭検査はしているわけですよ。だからそういった点で消費者のほうが入肉と窪川肉ではやっぱり窪川肉だというようになればいいのにと。牛井の復活を喜んでるかもしれないから。</p> <p>この辺の監視体制の問題はどうなるんですか。国がいって出してきたものをチェックできるかっていうのは難しい。これはどうなんですかね。事務局の人、消費者の選択にまかせるわけ。なんか手の打ちようってあるんですかね。</p>
<p>食品・衛生課(岩井)</p>	<p>災害というかたちになる時に、明確な国の姿勢が出ておりませんので、それによってのお答えになるかも分かりませんが、そういうかたちになると思いますし、日本・高知県としましては、輸入とは違いますが全頭検査ということは変わっておりません。</p>
<p>青山会長</p>	<p>いかがでしょうか。ほかに、はいどうぞ。</p>
<p>沖野委員</p>	<p>7ページに戻りますけれども、農薬の適正使用指導について、今JAさんの方から記帳についての的確な説明を受けました。それで私1つ気になっているのは適正使用だけでいいのかなというのが1つ気になっています。それはなぜかと言いますと、私はボランティアで「物部川21世紀森と水の会」というのに入っていて、海からそれから森・林業までの団体が川の清掃とかそれから色々なイベントをしているんですけども、そのなかでJAの土佐香美さんがボランティアにも参加して下さっています。それで、一緒に川を掃除する時にJAさんが一番驚いたのは使用をした後の農薬、それから又は容器に入っている農薬それがたくさん河川に捨てられているっていうことです。そういったことを見ましたら、やはりそういったものが結局河川を汚染して農地それから又水を汚しているっていうことになります。ですから、記帳している、それから適正に守っているというのはいいんですけども、その後どう廃棄したか、そこまできちっと指導がないとなんか中途半端な形で終わっているんじゃないかなっていうのがひとつ危惧します。それから、先ほど川村先生から「高知県独自の」ということをおっしゃってましたけれども、私もここにくるまでに時間がなかったものですから、埼玉県とそれから大阪・熊本・神奈川の</p>

<p>青山会長</p>	<p>ホームページを見てきました。それで、皆さんこういった計画作りをやってるんですけども、行政のほうの文言っていうのがほとんど同じなんです。ですからその高知県のっていう冠がついている以上私たち委員のほうももう少しその独自性のあるものをこれからあと何回かありますけれども、考えていきたいなと思っています。</p> <p>大事なことですね。先ほども川村委員からもご指摘があった。そのやっぱり全国どこからでてきても金太郎飴みたいなものじゃなくて、なんかこう光るものを作りたいとは思いますがね。それから先ほどの農薬の使い方はいいんだけど残ったのはどうなっているんですかというそっちのほうのは。</p>
<p>環境農業課</p>	<p>農薬の空容器・空袋は、全て回収システムは出来ているので、ほほうまくいっているというふうに認識をしてたんですが、今言われるように河川でそういう容器が、見つかったということでしたら、私どもも反省すべき点があるかと思っております、なお確認をしたいと思っております。ただ、システムとしてはすべて農協を通じまして回収システムがあり、その袋・容器は焼却処分とか産廃とかそういうなことで対応していこうというシステムはできております。</p> <p>もう一点言われましたその適正使用だけでよろしいかというお話ですが、農薬については適正使用であれば科学的で安全な証明ができておりますので、それは適正使用でいいのではないかというふうに私どもは考えております。ただ、この次の8ページをご覧くださいますと、環境保全型農業の推進ということで、高知県は特に他県以上に減農薬栽培とかそういうのはずいぶん進んでいるというふうに自負しているところがございます。先ほど申しましたように、減農薬したから安全という訳じゃないんですが、食品の中で、農薬は病害虫防除には必要なんですけども、食品としては不要なものですのでそれは少ないにこしたことはございません。そういう意味で安心に繋がっているというふうに考えております。以上です。</p>
<p>青山会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。特に高知県の場合は農産物は唯一「売り」の商品ですからね。やっぱり高知県のものはよその県のものより安全だ安心できるというかたちの、この辺ひょっとしたら先ほどから委員の方々のご指摘の高知県の計画の「売り」のひとつとして少し強調して書いてもいいのかもしれないですね。高知県の農産物はどこの県のよりも安心なんだ安全は全国基準と一致していると、安心は高知県の方が高い、一番高いんだというのが、「売り」にできるように表現できればいいですね。よろしゅうございますか。はいどうぞ。</p>
<p>田中（真）委員</p>	<p>11ページの動物用医薬品の適正使用に関してなんですけれども、この適正使用というのはどれくらいのを適正使用というふうに考えていらっしゃるのか少し分かりづらいんですけども、動物用医薬品が非常に使われているというのは、抗</p>

水産振興課	<p>生物質が非常にいま人間、まあ食物連鎖の頂点にいる人間に効きにくい状態が出てきているということがいえると思うんですけども、この動物用医薬品が飼料に添加する抗菌剤、それからまた動物、水産物なんかもそうですけれども、病気治療のための抗菌剤というふうにかんりの抗菌剤として抗生物質も含めて使われていると思いますけれども、この適正使用に関する指導を実施しています、とありますけれども、これがどのあたりのものなのかっていうのが、少し知りたいと思います。</p> <p>水産振興課ですが、よく抗生物質を薬漬けみたいに養殖業の方に言われるんですが、現在ほとんど使っていません。あの今現在ですね真ダイ・カンパチ・ブリが高知県で主要養殖魚なんですけど、真ダイもほとんど100%近いくらい使っていません。カンパチ・ブリについては、もう使用も非常に減っております、ワクチンが今から10年くらい前に開発されて、ワクチン接種によって大きな被害を与える病気がほぼ出なくなりました。それとあと価格的に、カンパチ・真ダイのkgあたりの単価が、ピーク時の3分の1から4分の1に落ちています。ということは抗生物質なんかの薬を大量に使うということは価格面からも非常に苦しいということで、現在は薬については用法用量を守ればもうOKなんですけれども、使用量自体が以前と比べて激減というかほとんど使用しないという状況になっているのが現状でございます。以上です。</p>
青山会長	はい、ありがとうございます。はいどうぞ。
澤田委員	<p>この資料のこれから後のページずっとあるんですけども、この事業・取組の方向ということで書かれてるんですけども、これについてどの課が担当しているのか課名を書いていただければ、またこちらが分かりやすくなると思います。</p> <p>それと、ちょっと質問なんですけれども、20ページの適正な表示の確保ということでこの中の事業・取組の方向の中で、①「消費者に分かりやすい適正な表示を推進する」という言葉がありますけれども、消費者に分かりやすい適正な表示ということは具体的にどういうこと考えてられるのかちょっとご説明していただきたいと思います。</p>
青山会長	20ページはまた後ほどそのところでやりたいと思いますけど、とりあえずは事業・取組っていう場合にどこが取り組んでいるのかというのが分かりやすいようにしてもらいたいと。
食品・衛生課(福井) 青山会長	<p>次回の資料にはそういう形で記載させていただきます。</p> <p>ありがとうございます。もう1ブロックだけ進んでおきたいと思います。いまご</p>

指摘の表示の問題は後ほど必ず入れますので。とりあえず、水産物の抗生物質は今ほとんど使用してないということと、それから農薬の使用後も行政的にはきちっとシステマ的にはできているということと、それから水産物の抗生物質の使用についてはまず100%行われていないという。最近、私医者として思うんですけど、本当に昔は多かったですけど、このごろ極めて簡単に敗血症になる人が多いんですね。これもまあ抗生物質になろうと思うんですけど、これは水産物による抗生物質なのか、日常的に我々医者が極めて簡単に抗生物質を使ってるということなのかもしれないんですけど。やっぱり医療の基本は医学部教授時代に学生にずっと言い続けてきたんですけども、ノー・メディスン・イズ・グッド・メディスン、薬を使わない医療が一番いいので、ザ・ベスト・メディスン・イズ・ジ・オールディスト・メディスン、一番いい薬が一番古い薬なんだと、一番古い薬っていうのは一番安全ですとか、できてるわけですよ。だけどとにかくやっぱり学生もそうですけど、若い医者って、まあ自分も年をとったかも知れないんですけど、やっぱり最新の薬を使いたいし、つい患者さんも、一番いいというのは一番新しい薬、一番いい薬っていうのは一番危ないんですよ。そんな辺も一生懸命僕ら言ってるんですけどね。やっぱり、これ以上病気が悪くならないようにとかいって風邪ひき位で抗生物質使いますよね。水産物の抗生物質もそうですけど、もっと日常的な医療の中では抗生物質を使ってはどうかと、それじゃないかと思うんですけどね。よくテレビなんかでも抗がん剤でもそうでしょ。抗がん剤っていうのはこれでガンが治るなんていうけど、よくみなさん方聞いていただきたいと思います。抗がん剤というのはほとんど効果っていうのは30%~40%です。30%~40%効く抗がん剤といったらこれ最高の抗がん剤なんですよね。ところが間違いなく全ての抗がん剤というのは副作用があるわけなんです。100%副作用がある抗がん剤がいくら最新でも30%しか効かないわけですけどね。しかしガンになると、先生使って、一番新しい抗がん剤使って下さいって頼んでくるわけなんですよね。医者も商売だからじゃないけど求められたら使うことになるのかなって。

一昨日、県下の4大学の学長会があって、高知大学の医学部附属病院は経営は非常にいいんだ、赤字を出してないんだ、公的機関では珍しいんだと相良学長が威張るから、その分高知県の医療費を釣ってるんだよと言って嫌味を言ってきましたけどね。やっぱり最新の医学医療というのはやっぱり危険性が一番高い。なんか余分なことを言いましたけど。

12ページから14ページの安全・安心対策の推進の項目について、いかがでしょうか。製造・販売・加工における安全・安心、ないようでしたらちょっとここで10分ほど休憩をしましょうか。それで3時から再開させていただいて、15ページから入っていきたいと思います。ちょっとここで休憩を挟みます。

青山会長

時間がたちましたからよろしゅうございますでしょうか。



<p>食品・衛生課(岩井)</p>	<p>15ページから20ページの表示の問題、先ほどの澤田委員さんからのご指摘がありましたけれども、まずそれからお答えいただきましょうか。20ページの表示の問題というか、20ページの推進目標のこの表示についてです。</p> <p>事務局でございますが、表示につきましては大変色々多岐に渡るということで、消費者の方に分かりやすく表示をするというご質問でございました。情報として消費者に正しく伝えていくというところが、表示の決まりごとといましようか基準もございまして、色んな面で多岐に渡るというなかで、例えば食肉であれば国産というような表示で基準ではOKというかたちになっておりますが、なおそれからひとつ入って品種名とかそういう部分消費者の方に分かりやすく情報が伝えられるような表示という事で考えております。中に基準がございまして、その部分適正な表示を消費者に分かりやすく伝えるということでございます。</p>
<p>青山会長</p>	<p>はい、他にいかがでしょうか。17ページのところで検査の精度管理ですね。とても大切だと思うんで、検査はするけどすべて精度管理がきちっとできてないと何検査か分からなくなるから。この表現は非常にいいと思いますけどね。</p> <p>あの、いかがでしょうか。表示の所でなにか。はい。</p>
<p>川村委員</p>	<p>17ページのところで、事業取組の方向として④のアレルギー物質含有食品や遺伝子組換え食品の検査を実施するとありますけれども、これは全部県独自でできるような体制がもう出来ておられるのでしょうか。いかがでしょうか。</p>
<p>食品・衛生課(岩井)</p>	<p>お手元の資料の高知県食品衛生監視指導計画の裏のページなんですけど、監視指導計画の中で年間の計画を組みまして、右の検査機関というところがございまして、アレルギーあるいは遺伝子組換えにつきまして、ここに書いております機関でできる体制になっております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>15ページ～17ページの検査、それから、すいません澤田委員さんの気になっていた18・20ページまでの適正な表示の所までいったんですけど、はいどうぞ。</p>
<p>田中(真)委員</p>	<p>17ページの④の、同じなんですけれども、この遺伝子組換え食品の検査というふうに言いますと、例えば納豆だとかお豆腐だとか、そういったものがこれは国産大豆使用というふうに書いてありますけれども、例えば国産大豆が、遺伝子組換え作物としてきちっと遺伝子組換え大豆の隣あたりで混じらないかたちで出来てるか、例えば国内・県内の農産物のそれは問題になってくると思うんですけれども、そういったあたりはどういうふうな監視体制なんでしょうか。</p>

食品・衛生課(岩井)	<p>いわゆる遺伝子組換えにつきましては、国の方から証明書が添付してございます。それによって使う側が判断をして表示をすると、遺伝子組換えを使っていなければ表示の義務がない、任意というところでございますが、使っておれば表示をきちっとするというところで遺伝子組換えの検査あるいは監視の部分でそういう確認をしております。</p>
青山会長	<p>これも難しいんですよね、遺伝子組換えを見つけるというのは。言い方によっては虫も食わないと言うんだけど、言い方によっては虫が食わない大豆を作ったおかげで防虫剤は減らしておりますという言い方もあるわけで。遺伝子組換えそのものがだめなんだという否定、考え方としては、いわゆる品種改良という自然品種改良の突然変異というのが5年なり10年かかっていたのが、遺伝子組換えという科学的技術を使えば、ほんとに1年・2年で片が付くわけだから、品種改良に考えている人は、それはやりたくなってくるだろうと思うんですよね。ただ一番のいわゆる長年かかって品種改良している場合と何が違うかということ、遺伝子組換えの場合は種を越えて、実験だから、科学技術だからできるわけですよね。そうするとほんとに自然の摂理では絶対に出来ないものができる恐れがある、これは事実だと思うんですよね。その辺のところがいわゆる遺伝子組換えの性格というのかな、恐ろしさと、安全と言う人の安全の論理と正確にみんなが知ることが必要がなんじゃないかなと思うんですけどね。はいどうぞ。</p>
川村委員	<p>その遺伝子組換え食品のことなんですけれども、あとで用語解説の所で申し上げようと思っていたんですが、私の認識が間違っていたらあれですけれども、遺伝子組換えをやっているもある%を超えたら必ず表示しなければならない、やっけていてもある%までは任意に任されているというところがあるんですけれども、そのあたりをきちっと書いてあげることが、消費者にとっても情報の共有ということではないか。だからもうあやふやで終わっていくという時代ではないので、そのあたりのきちっとしたことを書くようにすればいいのではないかなというふうに思っていたし、たまたまここで遺伝子が出ましたので申し上げました。</p>
青山会長	<p>その辺は規制の枠の問題でどうなんですかね。それから加工してしまったら分からなくなるとかね色々あるんだけど、どうなんですかその辺の取扱については。</p>
食品・衛生課(岩井)	<p>確かに難しい問題はあるとは思いますが。実際に検査をして表示が適正であるかないかという部分はありますし、パーセントの問題もございます。色々ご意見いただきましたので、そういう部分を今後検討しながら、あるいは、国とそういう話がある時に、また国の姿勢も聞きたいと思っております。</p>

三谷委員	<p>少し関連がないわけではないのですけれども、健康ブームもいいところでございます、18ページにもありますけれども、健康保持増進効果に関する虚偽誇大広告というのがますますこれは増えていくと思うんですけれども、この事業取組の方向の④の中に、こういう誇大広告を行う者に対して適正な広告等を行うよう指導しますというふうにあるんですけれども、今後とても大きな問題になってくるので、適正な広告等を行うように指導するというのはどの程度までできるものでしょうか。これは国をあげてやらなければ大変な健康被害がこれから続出するような気がしておりますけれども。県としてはいかがでございましょう。</p>
食品・衛生課(鍋島)	<p>事務局の食品・衛生課ですけれどもお答えします。虚偽誇大広告に関しましては、健康増進法では著しく健康の保持増進に関しまして誤解を招くとか偽りであるという広告については食品としてはいけないということで、薬事法や景品表示法等とも関わりがありまして表示指導をしております。食品衛生法で、監視指導で一般の販売店等とか製造業者へ回った時にこの健康増進に関する表示で著しく偽りや誤解を招くような表示をしてないかどうかの調査・チェックもしております。また、個々に事前に表示をする前に、食品衛生法とかJAS法の表示の相談の際につきましても、余分にそういう言葉の表示で問題はないかというのをあわせてチェックをするように関係各課とも連携をとって行っております。ただおっしゃられてましたように、もう厳密にはなかなか果てがない問題等もありまして、この問題については表示のラベル以外にも色んなチラシ・パンフレットあと今ホームページとか電子媒体の広告等もございまして、国と厚生局そして関係各自治体との連携をとってより指導を強化をしていくという方向性で国の方と進めております。今そういった現状で、引き続きこのことにつきましては、表示のひとつの内容といたしましても強化をしてやっていこうという方向性で考えております。</p>
青山会長	<p>病気に効くといったらすぐひっかけることができるかも分かりませんが、健康にいいというのは何が健康なのかっていうのがひっかけにくいんですね。この後に出てくるその検査もからんで、非常に誇大広告というのは、病気に効くって書かれてあったらひっかけれるんですけどね、健康にいいというのはまだスマートになるとかね、お腹がへこむとか書かれてあったら、本当にへこむんだろうか、病気してへこんだのか分かんないんで。</p> <p>今度は21ページから24ページの認証制度のところはいかがでしょうか。何かお気づきになりますか。よろしゅうございますか。</p> <p>次に25ページの立入調査はいかがでしょうか。これはかなり前の討議でなんかすごく進んだ表現になってますけどね。県民からの相談等による立入調査とか、推進目標は迅速に必要な措置を講ずると書いてありますけれど。はい田中委員さん。</p>

田中（真）委員	<p>県民からの相談等がなくてもですね、例えば水産物で今報道されておりますPCBの問題から一步また変わりました、PXBという問題が今発生してきているというか、それが検出されてははっきりと身体に危害があるということが判明してきたという状況になっておりますけれども、これはどういうふうにして私たち消費者に知らせていただけるのか。そこらへんの新しい病気、新しいものがどんどんこれから出てくると思うんですけれども、それらの立入調査も含めて情報公開っていいですか、非常に心配はしているんですけれども、分かりにくい見た目ではなかなかPCBの問題もそうだったんですけれども、今回の新たなPXBの判明っていう問題に関しても消費者は非常に不安は持つんですけれども、なかなか自分で判断することが難しい。そういったことに対して、県はどういうふうな対応をされていくのか、またそれをどういうふうに私たちに知らせていただけるのかっていう事を少し知りたいと思います。</p>
水産振興課	<p>先日も新聞でPCB以外にも物質が非常に毒性があるという報道なされてびっくりしたんですが、一応県もやってると思うんですが、水産庁のホームページのほうにダイオキシンとか水銀の各海区别、それから日本であれば国産とそれから輸入物、それから養殖と天然物で、たぶん2000検体位ずっと調べてきております。特にダイオキシンについてはほしい水銀ですからこういったものについては今のところは健康上の被害はないんですけれども、水銀については一度金目ダイは週に1回以上80g食べると危ないとかいう報道もなされて非常に風評被害があり、県下の漁業者はまったく金目が売れない状態が何年か続いたことがあります。その時に水産庁の見解によりますと、実際金目ダイを毎週80g以上摂取する人があるのかどうか、漁業者にそういった健康被害が出てきてないということで、一応そういった害もあるのでバランスよく魚を食べてもらいたいと、特にあの時大きかったのが、金目ダイとそれからマグロの一部それからイルカの類です。特に水産物にはこういったダイオキシンとか蓄積されやすい環境にあるんですけれども、一応バランスよく食べてもらい、魚にはいろんな脂のDHA・EPA、こういった非常に有益な栄養素もごございますので、そういった面でバランスよく食べてもらいたいということで水産庁なんかはそういった値を公表しております。ちょっと答えになるかどうか分かりませんが、一応今のところ特に健康被害にはまったく関係ないということで我々は認識しております。</p>
青山会長	<p>PCBなんかで、今もカネミ油症は絶えず遺伝性の障害までが問題になるようにね。かなり古くからですよ。</p>
田中（真）委員	<p>そういう段階ではないと思うんです。ですからバランスよく食べるという事は消費者はかなり心がけておりますけれども、そういったものが次々と出てくるという</p>

<p>青山会長</p>	<p>事に対する手だてをどうしていくのかという問題です。それはひとつには環境汚染でもありますからこれは県民の役割として義務でもあろうと思います。したがって、環境問題への取組もひとつはここの中にいれていかなければならない問題ではないでしょうか。</p> <p>今のご指摘は、次々にそういう新しいものが出てきたときに、その情報ネットワークのシステムを県は持っていらっしゃるのでしょうかということですよ。例えばPCBも、私あの時関係はもっていたんですけども、もうこれは石油化学が生んだダイヤモンドだと言ってたんですよ。熱には強い、薬品には強い、だからもうあらゆる所にPCB使って、結局その生産量があそこまで、サラダオイルにまで入れちゃったわけですから、それでいつの間にかダイヤモンドが毒になっちゃったわけですね。そのようにその生産量によって被害だって拡大するわけですから色々な情報、残念ながらその消費者の方は表示してくれても情報が入ってないわけだからそういう情報ネットワークというのはやっぱり行政に頼らざるをえないんだと思いますね。その辺のところは新しい情報例えば今言ったようにPCBなんかでも、なんかすごく生産量が増した化学物質なんていうのは、そういう情報を捕まえることができるネットワーク、まあ国のシステムを含めて行政、大丈夫でしょうかという質問だと思うんですけどね。はいどうぞ。</p>
<p>食品・衛生課(福井)</p>	<p>県の方で、各課で関係のホームページがありますので、そこで例えば金目ダイだったら、食品・衛生課も摂取の問題等についてできるだけ分かりやすく載せていくというような考え方もっておりますし、また14ページに食中毒の予防のところの推進目標というのがありますけれども、現在保健所のほうも一般的には食中毒の予防というなかで営業者中心の指導や講習会というのをけっこう多く行っておりますが、今後、ここの下から2番目にありますように消費者に対するそういう講習会を増やしていきたいということを課の方として強く思っております。そういうことで、講習会のときに新しいそういう情報を提供していくというふうなことを現在考えております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>保健所活動でそういう情報を県民サービスとして提供していきますよってということですよ。行政も最大限の努力をするということで、なかなか満足はできないかも分かりませんが。</p> <p>次に26ページの食育のところ、前の宿題も残っていますけれども、26ページから28ページ、食育の推進というところいかがでしょうか。はい。</p>
<p>田中(真)委員</p>	<p>28ページです。この推進目標のところなんですけれども、高知県産、ただこれ、地産地消で野菜の問題でよく話し合いが行われるんですけども、高知県は四</p>

<p>青山会長</p>	<p>国四県の中で一番野菜、県産の野菜を摂取する量が少ない県として言われております。例えばメタボリックシンドロームなんていま言葉も出てきまして、生活習慣病なんかも含めて考えますと、野菜の取り方っていうのは非常に病気と密接に関係していると思うんですけども、このところで県民の割合の増加というのが健康に関心を持っているというところと朝食を欠食する県民の割合の減少というふうな2つの項目については、まったく現状値も目標値も書いていないわけなんですけど、これはいったいどういうことなんでしょうか。</p> <p>28ページの表ですよ。データがないということなのか、どういうことなんでしょうか。はいどうぞ。</p>
<p>健康づくり課</p>	<p>健康づくり課ですけれども、お世話になっております。食育に関心を持っている県民の割合の増加、ここにつきましては健康増進法に基づきましてよさこい健康プランというのがあります、その見直しもあわせて行っております。そのために18年度に県民健康栄養調査というのを実施しまして、その数値を具体的に掲載させていただきたいと思っております、とりあえず※1として注意書きのところに記載させていただいておりますので、この計画ができる段階では具体的な数値を織り込んでいきたいというふうに考えております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>この次の時には、17年度が18年度になるかもしれないけども、この表はある程度埋まったものが出てくるということですね。</p>
<p>健康づくり課</p>	<p>調査自体を11月くらいに行うようにしておりますので、実際これが1月ぐらいの計画であれば、何とかぎりぎり間に合うのではないかなというふうに思っております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>はいどうぞ。</p>
<p>川村委員</p>	<p>食育についてはもちろん針谷先生の方がご専門だと思いますけれども、ここを見ましたときに、食育っていうのを今、子どもだけを対象にした言葉がちょっと走りすぎているというふうに思うんですけども。これは子どもからほんとに高齢者まですべてのライフステージにおいて食育は必要だと、健康教育と申しましょうか、その中で特に次世代を担う子どもたちについては特に問題が多いので、そのターゲットを今子どもにあわせてやっているところだと思うんですけども。今回私どもでこうやって議論しているものは、やはり実行される計画でなければいけないという観点に立ったときに、子どもだけじゃなくてもっと大人もひっくるめての健康教育というか食育という視点が必要で、そういう観点をどこに盛り込んだらいいのだろう</p>

かということをおもいました。ひょっとしたら全体討議の中に出るかも分かりませんが、この目次を見ますと最後のところに相互理解と協働の推進というのがあるんですが、情報の発信というところがございませぬし、先ほど来、その各課が分かれてこれを作って下さったという話が出てくるんですが、例えここにどの課がつくったと、どこのご担当がつくったと書いたとしても、例えば消費者としてはいちいちそこにアクセスをしなければいけないんだってという問題が起きてくるわけですよ。ですからやはり安全・安心というところでそこにアクセスすれば、まとまった情報がきちんと得られるっていうことが必要ではなからうかと、ですからこの食育という、これはこれでいいのかもしれませんが、そのすべてのライフステージの健康教育、食育というのをどこに位置付けるかということが気になります。

それからもうひとつは、26ページに日本型食生活っていうことがあるんですけども、もう厚労省があんまりこれを使わなくなってきたいて、食事バランスっていうのを、日本型食生活っていうことも教科書的にはこうこういうものであるっていうものがあったとしても、もうイメージは今一人歩きをしましてそれぞれの世代によってもう全然とり方が違う、じゃあその日本型食生活でも欧米型とミックスしたものを日本型と思っておられる方もありますので、やはりこういう言葉でも実際はもうこれとはかけ離れたコンビニ生活のようなものをほとんどの若い世代は送っているという現実を踏まえ、実行できる計画案を考える時にここをどうするのかっていうふうなことが私としては非常に気になるところです。以上です。

青山会長

はい、時代は、食育っていうのは子供だけじゃなくて大人もですよっていう指摘。つい先日もNHKの「ためしてガッテン」で朝食を食べない人は認知症が早く出るという、僕はどうもあのNHKの「ためしてガッテン」というのはあんまり気に入ってないんですけど。時々僕のところにもかかってくるんですよ。先生とか言って。僕は言うのに今まで採用してもらったことがない、そいつは絵にならんとか。今まで僕の言ったことでNHKの「ためしてガッテン」でやっていたのが1つだけで、夏ばて予防に何が良かったって、僕が冷やし中華って言ったらね、2週に渡って全国の冷やし中華紹介してくれましたよね。あのおかげで全国に冷やし中華があるっていうのを知っただけでもいいんじゃないかなって気がしたんですけど。

メタボリックシンドロームも含めてやっぱり食事の問題っていうのは大人もお年寄りもみんな含めて、大事にしなければならぬというご指摘そのとおりだと思いますね。そういった点で、この表は早くうめて下さいよ。はいどうぞ。

南委員

私ですね、現在小さな赤ちゃんを、10ヶ月半になる子供を育てているんですけども、この食に関してすごく最近興味がありまして、今勉強させてもらってるしだいでございます。この食育ということに関しては、先ほど川村先生がおっしゃったように色んな情報があるんですけども、今きちんと食の安心と安全を考えられ

る消費者、全く考えていない消費者といった、すごく格差が広がってきていると思うんですよ。その格差が広がってきている中で、みんなが受け取れる情報、考えていない人でも受け取れる情報を発信してもらえたらなというふうなことをすごく考えます。そう考える理由は、離乳食とかの場合を考えても、あるところに行くと母親が子どもに対して離乳食に「どんべえ」というカップうどんを食べさせている。それは、離乳食でうどんというのは主流じゃないですか、その母親にとってはうどんは「どんべえ」だというのが考えのなかであるらしく、私としてはほとんどないと思うんですけども、その母親にとったらそれが常識だと。それだけじゃなくて、ベビーフードはドラクストアに行くともう埋まるほどあります。そのなかに含まれている食品添加物だとかもちろん気になりますし、離乳食の時点で作らない母親が子どもが大きくなるにつれインスタント食品、カップラーメンとかを家庭の中に全く取り入れないということは考えられないと思うんですよ。そのインスタント食品とかに入ってくる食品添加物の事なども気になります。

それで、食事というのはすごく家庭にとってプライベートな問題だと思うんですよ。みんな自分のところの食品を公に出したいとは思ってないと思うんですよ。そのプライベートな部分にどういうふうに入っていくかがこれからの問題になっていくと思うんですよ。それもちょっと気になる場所です。すいません、意見がまとまりませんが自分の思うままにちょっと発表させていただきました。

青山会長

針谷先生ねえ。先ほどから出ている、食育関係の情報ね。その手近に得ようとしたらとりあえず今どんな物があるのかのご紹介も含めて是非ご発言を。

針谷副会長

ふられてお答えできるような内容ではないと思うんですが、国としてはその2000年に出した食生活指針の10項目の認知率が20%ちょっと位で、なんとも2010年までの目標値を達成できないという中間評価が出て、それでなんとか先ほどもメタボリックシンドロームというようなことがでましたけれども、生活習慣病の改善のために何か具体的な食事のセルフチェック・自己管理の1つのツールとして食事バランスガイドというのを作ろうということになって作ったわけですね。それで、何をどれだけ食べたらよいかっていうその食事について、普通に生活している人達がかかり関心や知識を持たなくても、こんなイメージ、これくらいに食べたらいいかなっていうのを日常の生活のレベルで料理で分かっていたらいいだろうということで、食事バランスガイドそのものは出来たわけですが、今それをもとにして食育推進計画が3月に出され、県の方でもこれから本格的に取り組まれるんだろうと思います。そして、先ほど川村先生も言っていたと思いますが、食育そのものはとりあえず次世代ということで子どもということですが、高齢者の問題ですとか色々課題はあるというなかで、私が先ほど県のほうにお願いしたいと思っていたのは、28ページのほうに沢山色んな事を書いていただいております。



ます。そして、18年の11月に県民栄養調査を実施して具体的な課題を分析し目標値をたてて取り組みたいというお話だと思うんですが、今本当に全国的には食育の色々な取組はしようとして躍起になっていると思うんですね。でも、なかなかこうやれば何でも食育みたいなどころがありまして、その行動変容というか、みんながやって健康になるという行動変容のところをもっと見据えた実践の計画と実施ということは少し難しいっていうか、なされていない状況もお互いに確認してきているところだと思いますので、ぜひ県としましては11月に実施された場合には、プライオリティの高い課題というのを見つけていただいて、高知県の食育っていうのは全国に先駆けてやられている所もありますので、どこからやっていったらそこにプラスするような成果になる実践になっていくと良いと思いましたが、色々な機関がそれぞれここに幼稚園からずっと書かれておりますので、そういう諸機関が連携してやっていただけるといいなというふうに思っています。

最後に青山先生からふられた、どこに行ったら適切な情報があるのかっていうところなんですけど、得られる情報って、もうインターネットや、どこにでもあると思うんですね。そうすると、その情報を自分がどういうふうにと捨選択をして使っていくか、それこそ白インゲンの粉で30人も緊急入院をしたっていうような、あれだけの繊維のあるものを澱粉糊化をしないで食べれば下痢になるよって誰だっけ分かっているはずなんですけれども、それをなんとなくダイエットにいいというふうになると、みんながそれに飛びついてしまうような非常に一面的な不確かな情報っていうのが沢山あるのは事実なんですけれども、本当にこれは信じられるのかっていうのをやはり学校教育を中心としてやっていくのが一番効率が良いのではないかと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

青山会長

どうもありがとうございました。あの、三谷さん。

三谷委員

26ページなんですけれども、この安全・安心というところに拘りまして、学校給食というのはなにかその一斉に取り組む場合には、非常に一番取り組みやすい所にあると思うのですけれども。例えば、この事業のその取組の方向としまして、今しきりに連携と言われておりますけれども、農産物におきましては高知県は本当にトップレベルなわけですね。そこで、生産履歴、先ほど話が出ましたけれども、例えば学校給食の食材には安全・安心なものってことになれば、地産地消とよく言われますけれども、100%まではいかなくても生産履歴のある食材を使うというふうに、例えばどこかで強力にひとつ線を引いてくれると、そのそういうものに対しての農家の意識も変わりますし、高知県全体の取組が色々な意味で進むんじゃないかと思えます。何かをひとつ強力にやれば突破口が開けるような気がしますけれどもいかがでしょうか。まったく不可能なことなのかどうかというのを聞きたいです。

<p>児童生徒支援課</p>	<p>県教委児童生徒支援課の小松と申します。学校給食の場合ですけれども、この現状と課題のところにも書いてありますけれども、市町村によって学校給食での地産地消の活用の割合がすごく差があります。みなさんもお存知のように南国市のほうではもう行政的にもきちっとした体制が出来ておりますので、地元でとれたもの履歴生産者の方が分かるものをどんどん使っていっておりますけれども、それほどまだ体制が整っていない市町村もかなりあると思います。それで、現場の栄養教諭、学校栄養教員が食材の注文をする時にどこに注文をすれば安心・安全な地元の生産者の分かるものが取れるか、納入できるかっていう事がまだ模索中の段階だと思っておりますよ。だから県庁の方としてはやっぱりそういうふうな体制、市町村の方に体制作りをお願いしたなと思っております。それで今年度ですけれども、津野町のほうで国の委嘱事業として地域に根ざした学校給食推進事業という事業を受けまして、地域の生産者とか団体とか学校・家庭等が連携をして学校給食に安全かつ安心な物資の提供を行い、またそれを食育に生かす取組のモデル的なところで今年はなっていくと思っておりますので、今年その事業の取組を生かして来年度は県下のほうにも普及・啓発をしていきたいと思っております。以上です。</p>
<p>三谷委員</p>	<p>先ほどどこに注文をすれば一番いいのかという言葉が出てきたんですけれども、これは高知県にとっても、全国で抱えている問題でしょうけれども、流通の問題だと思います。これは業者さんが入るかどうかわかりませんが、やはりそういうところの流通の面から色々変えていかなければいけないというのがありますので、思い切った施策をとらないと、なかなか安全・安心というのは思ったほど簡単にはいかないと思いますけど、そのあたり県がリーダーシップをとって下されば可能なような気がしましたので、言わせていただきました。</p>
<p>健康づくり課</p>	<p>健康づくり課です。この食育の問題につきまして委員のみなさん非常に関心の深い分野だと存じます。それで、食の安全・安心と食育っていうのはある意味車の両輪でございますし、また食育に関しましては針谷先生が先ほどご紹介ありましたように食育基本法が出来まして、その中で県としても食育推進計画を策定するようになっております。それで、食育推進計画を今年度中に策定することと予定しております。この審議会でご直接お図りをするということにはなかなかないと思いますけれども、具体的にまたたたき台等ができましたらお図りもしながら両方が機能していくようなかたちで計画を取りまとめていきたいというふうに考えておりますので、こちらの計画の中には総括部分を載せさせていただいて、あと細かな部分につきましては食育推進計画のなかで具体的に織り込んでいとか、そのあたりを事務局としましても調整をさせていただくなかでこの計画を取りまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご了承いただければと思います。</p>

青山会長	はい、ありがとうございます。はいどうぞ。
川村委員	<p>情報としてどう判断するかは別なんですけど、どこか関西の方で1箇所非常に地域連携だとか地産地消的にうまく給食もいっているところがありまして、そこは実は、学校、子ども達だけのいわゆる基準を設けて、安全・安心の農薬だとか添加物の基準を設けてそれを基本に農産物なんかも特別に注文してやっているというところがあるようですので、そういうところをぜひ参考にさせていただいて、情報をまた私達に教えていただければと思います。以上です。</p>
青山会長	<p>はい、ありがとうございます。先進事例で学ぶところがあればご紹介いただきたいということですか。よろしゅうございますか。だんだん時間が切羽詰まってきましたので、残された29・30ページの農林水産業の支援というところで何かご意見はございませんでしょうか。</p> <p>そして続いて31ページ32ページは相互理解・連携及び協働推進、同じような課題ですね。最後のページまで含めて、今日ご発言いただいてない委員の方、何かよろしゅうございますか。</p>
針谷副会長	<p>先ほどもいただいたようにこれから推進計画が出てくるんだろうと思うんですけども、今各地で教育ファームというかたちで子ども達が小さい時から農体験というか、生産のプロセスに関わる体験を豊かにしていこうということで、多分川村先生のお話もそういう取組の一環としての事例であろうと思うんですが、県のほうとしては相互理解の基本に関わるようなところだと思ってるんですが、その計画としてはおありなんですか。</p>
青山会長	<p>回答ありますか。今急に返事をいただかなくても推進計画の中で入れていけばいいんじゃないかと思えますけども、お答えになられますか。</p>
地産地消課	<p>地産地消課の田村でございます。先ほど言われました教育ファームを県としてどうしているかっていうところなんですけど、県として直接的には実施はしてはございませんけれども、補助事業ということで、市町村が実施する対象ということで17年度の実績で言いますと、合併前の数で言いますけども25の市町村と1団体ということで補助をしております。そのなかでどの市町村も、農業、先ほど言われました生産体験学習ということで、この目標数値等にも挙げてございますけれども、食育推進員とか传承人の活動も踏まえて各市町村で学校現場と連携してそういった生産体験の事業は実施しております。そうしたものについて補助をしているということで、引き続き18年度も補助事業は実施してまいります。以上です。</p>

青山会長	はい、一応項目別にご審議をいただき、一通り示された素案をあたることができました。ちょっと時間がまいましたので本日は、はいどうぞ。
田中（真）委員	残り時間少ないんですけど、31ページに食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進というふうにあるんですけども、非常に消費者の中で格差が広がっているということはこの間ずいぶんみなさんから出されております。私も日頃から感じております。それが、現状と課題のなかでホームページや広報媒体等を通じていうふうにあるんですけども、これで格差が縮まるとは思えないんですね。それで先ほど見てました28ページの推進目標のところもあるんですけど、これを見ても、問題意識を持った人はこれで充分学習もできるし、知識を深めていく事も出来るんでしょうけれども、問題意識をもっていない方々にどういうふうにやっていくかっていうことになると、もう学生とか小中高校生は学校というツールがありますから、そこでずっと教育が出来ていくと思うんですけども、例えば先ほど言いました「どんべえ」の問題等ですね。若いお母さん、これから子育てを始めるお母さん方にはどういうふうにしていくかっていう問題で、これはやはり母親教室・妊産婦教室等の保健所等でやってるそういう教室でもっともっと情報をお母さん方に伝えていってほしいと思うんです。それから家庭にいるお母さんがたには30歳検診・50歳検診等々ありますから、そのなかに食育の問題も織り込めて伝えていっていただきたい。そういうものを入れ込まない限り、こういうふうなホームページや広報媒体だけではなかなかその格差は埋まらないだろうと私は危惧しております。以上です。
青山会長	はいありがとうございました。
川村委員	確かに情報の流し方も問題ですが、情報の質も問題で例をあげると県の金目ダイの時も妊婦さんは食べないようにということだったんですけど、なぜっていうことを一言添えればいいものを添えてない。例えば赤ちゃんがお腹の中にいる時は脳にもそういうものが入るから気を付けましょうということだとか、遺伝子組換えも消化をする段階では消化されるんだけど、例えば新たに体の中で新しい組織を作っていく時に従来にないものが出来るかもしれないし、その人は良くても例えば次世代・3世代の時になにかあったら。そういったことをちょっと添えることで、なぜダメなのかなぜいけないのかっていう判断がつくと思うんですが、情報の質にも問題があるんじゃないか、その点も踏まえて今後一緒にやっていけたらというふうに思います。
針谷副会長	先ほど田中委員さんから出てきた話なんですけど、私も幼稚園の園長を兼任しておりますして今日も幼保支援課の課長さんも見えられてると思うんですが、やはり関心を

<p>青山会長</p>	<p>持っていただきたい方にはなかなかこう届かないというところがありますので、今こう高知県の現状を考えていきますと、やはり保育所などお母さんたちが必然的に情報を得られるところが積極的に支援をしていけるような体制を多分組まれていくんだらうと期待をしていますが、ぜひそのところを許可していただけたら浸透するのではないかっていうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>規制緩和とか自己責任度が出てくれば出てくるほど格差の広がりというのもひとつ出てくるわけで、そういった点でそういう現状をとらえた相互理解・連携・協働の推進というのが語らなければならないというのがご三人のご指摘だったと思うんですけども。十分入れていただきたいと思います。</p> <p>それで今日、審議はこれで終わりますけども、まだまだご意見があれば7月いっぱいには事務局が受けるそうですから、どうぞもう一度読み直して頂いて、ご意見があれば事務局の方にお寄せいただければ、その出していただきましたご意見を踏まえてもう一度事務局のほうで整理をして頂く、会長としてそれをチェックさせていただこうと思っております。ぜひ、審議はこれで終わりますけど、どうぞご意見は7月いっぱい事務局が受けるそうですので、お寄せ頂ければと思います。そういうかたちで審議を進めていくことにして、第3回の会に臨みたいというふうに考えています。ということで今後の審議予定について事務局の方からご提案があれば。</p>
<p>食品・衛生課(鍋島)</p>	<p>食品・衛生課の鍋島です。お世話になっております。今後のスケジュールにつきまして簡単にご説明させていただきます。今日のレジメの最後のページに推進計画策定のスケジュールということで1枚載せております。1回目の審議の際にお示しをしたものと同じものですが、再度ご確認願います。本日は第2回目の審議会ということになっておりまして、今日いただいた意見、そして先ほど会長からもお話がありましたように、7月までは事務局、食品・衛生課が窓口になりましてご意見を受付けておりますので、お電話・ファクス・メールなんでもかまいませんのでお気軽にまたお声をいただきたいと思っております。その内容を踏まえまして一度事務局、関係各課で整理をし直しまして、推進計画案といたしまして10月に予定しております今度3回目の審議会の時にその意見を踏まえた案をもう一度お出しをいたしまして、再度ご確認いただいて、そこでもう一度審議をお願いいたします。その時に作りました推進計画案を、今度11月にパブリックコメントということで広く県民の皆様のご意見をいただくようになります。ホームページとか広報媒体等使いまして県民の方々からも意見をいただきまして、その意見も今度4回目の審議会に、また皆さんにもお知らせいたします。審議会と県民の意見を合わせて、推進計画に対します答申案の取りまとめを第4回目の審議会にさせていただくということが、年明けということになります。そして知事への答申ということで、計画を2月位には策定するという予定をしております。そして今年度中といたしましては、県民の皆</p>

青山会長	<p>様方への周知・普及啓発の媒体を作るということのスケジュール予定となっております。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。このスケジュールは前回もお示しして今日を迎えたわけですが、この今後の計画、よろしゅうございますでしょうか。こういったかたちでこの審議会の役割を果たしてまいりたいと思っております。よろしゅうございますね。それではこれもちまして本日の審議会を終了させていただきます。長時間非常に活発なご討議いただきましてありがとうございました。</p>
------	---